

資格の学校 **TAC** 平成 25 年度 東京都 I 類 B [行政/一般方式] 採用試験 専門記述 民法 【解答例】

問題

動産の即時取得の意義、要件及び効果について説明せよ。

解答のポイント

平成 24 年が総則から時効に関する出題であったため、平成 25 年は物権のテーマからの出題が予想されていた。TAC では直前期オプション講座「東京都 I 類 B 対策セミナー」でもズバリ出題を予想していたところである。問題文に指示があるので、その指示に従って説明するとよいだろう。

まず、即時取得の意義では、動産の占有の公信力（公信の原則）について触れること。

次に、要件では、各要件を端的に説明すること。また、各要件ごとに論点を指摘すること。この際、いかなる論点をどの程度説明するかは悩ましいが、占有改定により即時取得が成立するかは重要論点であるから、必ず言及したいところである。

最後に、効果では、所有権だけでなく質権等の取得と原始取得である点に触れられれば十分であろう。

解答例

1. 意義

即時取得とは、前主の占有に公信力を与え、前主を真の権利者と誤信した者の信頼を保護し、もって動産取引の安全を図る制度である（192 条）。この制度は、日常頻繁に取引され、かつ公示方法に乏しい動産の占有に公信力を与えたものである。

2. 要件

即時取得が成立するには、以下に言及する①から⑤までの要件が必要である。

(1) ①目的物が動産であること

即時取得は動産取引の安全を図る制度であるから、目的物は動産に限られる。もっとも、登録された自動車は、登録により権利の所在が公示されるから、即時取得できない。

(2) ②前主の無権利

前主が無権利者である具体例としては、借主、保管者及び盗人等が挙げられる。

他方、制限能力、錯誤、代理権欠缺などにより取消・無効となった場合には、各制度趣旨を没却しないため、その直接の相手方には即時取得の適用はない。

(3)③有効な取引による取得であること

有効な取引による取得の具体例としては、売買、贈与、質権設定契約などがある。

(4)④平穩，公然，善意，無過失

平穩，公然，善意は，民法 186 条 1 項により推定される。無過失も民法 188 条を基礎として推定される。

(5)⑤占有を取得したこと

占有取得は，物の引渡しを受けることであるが，占有改定の方法で占有を取得した場合にも，即時取得が認められるか。

この点，占有改定も対抗要件の 1 つ（178 条）とされているので，肯定する見解もある。

しかし，即時取得の権利取得の要件は，真の権利者の権利喪失と譲受人の権利取得との利益衡量から要求されるので，外観上占有の事実状態に何ら変更があったとはいえないのに，権利を剥奪することは真の権利者の保護に欠ける。よって，占有改定による即時取得は認められないと解されている（判例同旨）。

3. 効果

所有権・質権等の取得である。この取得は，前主の無権利にもかかわらず権利取得が認められるので，原始取得である。

以 上

(793 字)

TAC 生はココで解けた！

直前期オプション講座「東京都 I 類 B 対策セミナー」の法律科目の P. 35 にほぼ同一問題の解答例が掲載されている。